

**令和5年度性的マイノリティへの理解促進啓発委託業務
企画提案説明書**

1 業務の目的

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができ
る社会の実現に向け、性の多様性について多くの人が認識し、理解を深めるための啓発動画を制作し、
テレビCM等を活用した啓発を実施する。

2 業務の内容

(1) 性的マイノリティへの理解促進啓発動画の制作

ア 性的マイノリティへの理解促進のための啓発動画のシナリオ・絵コンテを作成すること。

イ シナリオ・絵コンテに基づき、道民への理解促進に効果的な動画を15秒で制作すること。

(2) テレビCMによる啓発（道内）

放送局、放送期間、時間帯、回数及び放送形態等について、性的マイノリティへの理解度を踏ま
えた視聴者層を検討の上、2（1）で制作した動画を効果的に啓発できる内容を企画提案し、実施
すること。なお、放送期間・回数は延べ2週間・20回以上とすること。

(3) その他

上記業務のほか、本業務の目的達成に資する当該動画を活用し効果的に啓発できる独自又は連携
企画があれば提案すること。

3 業務処理にあたっての留意事項

(1) 各業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。

(2) 企画に基づく事業の実施を行うこと

ア 業務にあたっては、事前に委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。

イ 業務の実施にあたっては、必要な施設・設備及び人員の確保、資料等の手配を行うこと。

ウ 各業務の進行管理を適切に行うこと。

エ 第三者の著作権を利用する場合は、使用許諾を得るなど関係法令を遵守すること。

4 成果品の提出

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理成果を記載した報告書等を次のとおり提出すること。

(1) 本委託業務の処理成果を記載した実績報告書

紙媒体（A4版）1部

(2) 上記2（1）により制作した動画

電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部

(3) 納入場所

10（4）に同じ

5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体（以下、「コンソーシアム」という。）
であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するた
めに設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく

- 特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）
 - （イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）
 - （ウ）消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。
 - （ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
 - ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。
 - コ 特定非営利活動法人の場合にあっては、直近 2 年度分の特定非営利活動促進法第 29 条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

6 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し決定する。
- (2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

7 審査項目

企画提案は、次の項目について審査し、総合的に判断する。

- (1) 事業者の適格性
 - ア 業務を実施するにあたり、性的マイノリティへの理解があり、正しい知識を有しているか。
 - イ 実施スケジュールが適切であるか。
 - ウ 動画制作及びテレビCMによる啓発業務に関し、実績を持ち、ノウハウを有しているか。
 - エ 提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。
- (2) 企画提案内容の適合性
 - ア 啓発動画の制作
 - （ア）2（1）ア、イに示した内容を満たしているか。
 - （イ）啓発動画のシナリオ・絵コンテが、関係団体及び専門家などから意見を聴取し、性的マイノリティ当事者等への配慮がなされたものであるか。
 - （ウ）幅広い年齢層から好感を得られ、印象に残る内容となっているか。
 - （エ）理解促進に効果的で分かりやすく、視聴者にとって有意義なものであるか。

イ テレビCMによる啓発（道内）

テレビCMの放送局、放送期間、時間帯、回数及び放送形態等について、性的マイノリティへの理解度を踏まえた視聴者層を検討の上、より多くの方に視聴される内容となっているか。

ウ その他

上記業務のほか、独自又は連携提案がなされた場合、当該動画を活用し効果的に啓発できるものであるか。

8 予算上限額

2,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

9 委託期間

委託契約日から令和6年3月25日（月）まで

10 資格審査申請書、企画提案書の提出等

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和5年10月23日（月）17時必着

イ 提出場所 10（4）に同じ

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

エ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和5年11月1日（水）17時必着

イ 提出場所 10（4）に同じ

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

エ 提出部数 8部（法人名等については、1部のみに記載し、残り7部については、それらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。）

(3) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。

「件名」に【質問：性的マイノリティへの理解促進啓発委託業務（企業名）】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先の電話番号を記載した上で、質問事項を記載してください。

なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

送信後は、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

担当 主任 下村 考弘

電話 011-231-4111（内線24-183）

FAX 011-232-4820

11 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
- (4) 本業務に係る成果品（データ）の所有権及び著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10（4）に同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。
ただし、企画提案者が6者以上の場合、あらかじめ審査調書に基づく採点のみによって1次審査を行い、5者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。